

公布された規則のあらまし

◇静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

消費税法の改正による消費税率の引上げ及び地方税法の改正による地方消費税率の引上げに伴い、静岡県工業技術研究所における分析等の手数料の額を改めました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、令和元年10月1日から施行することとしました。